

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年1月10日(火) 午後1時30分～午後3時35分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）特定天井等の改修方針について	
担当部課等	文化振興課、公共建築課
説明者	文化スポーツ部長、文化振興課長、文化振興課課長代理（文化振興担当）、公共建築課長、公共建築課課長代理（建築担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 特定天井の改修範囲はどのようなか。また、総合計画策定時と現時点の検討状況との変更点は何か。 答. 改修範囲は、大ホール及び小ホールの天井、天井に付随する照明設備や舞台機構などである。また、総合計画策定時は、既存天井の補強工事による改修を想定していたが、基本設計を踏まえて専門家の意見も聴きながら検討した結果、既存天井を全撤去したうえで新設する方法が最適と判断したことに伴い、照明設備の更新を追加した。</p> <p>問. 県内自治体における特定天井の改修方法はどのようなか。 答. 横浜市が、横浜みなとみらいホールを改修した際は、本市が検討している改修方法と同様に、既存天井を撤去して新設する方法としている。</p> <p>問. 公共施設保全計画におけるこの施設の耐用年数についてはどうか。 答. 計画上是2046年としている。</p>
会議結果	改修方法の見直しに伴う影響などを精査したうえで、改めて付議すること。

議題 2：秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

担当部課等	建築指導課
説明者	都市部長、建築指導課長、建築指導課課長代理（建築指導担当）、 建築指導課課長代理（建築審査担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 「容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとされる建築物の部分」とは、具体的にどのような部分か。 答. 建築物のうち給湯設備を設置する部分等が該当するが、詳細については省令が公布される予定である。 問. 共同住宅等及び長屋のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内通路の幅員が90cm以上に緩和されるが、改正前の幅員規定はどのようなか。 答. 1.5m以上の幅員とされている。 問. 県内各市の条例改正及び施行の状況はどうか。 答. 県内で約半数の市が条例改正し、既に施行している。</p>
会議結果	原案了承

議題 3：医療法人による産科有床診療所開設及び運営等に関する協定を締結することについて

担当部課等	健康づくり課、財産管理課
説明者	こども健康部長、健康づくり課長、健康づくり課課長代理（健康づくり担当）、総務部長、財産管理課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>問. 医療法人から賃貸借の申し込みがあった市有地は、過去に別の法人と協定を結んで協議を行った経過があるが、その際の取扱いや今回の貸付けへの影響はどのようなか。 答. 過去に協定を結んで協議した際は、賃貸借契約の締結には至らず、その際、「契約締結に至らない場合、市は市有地を他の目的に利用し、又は処分等を行う」こととし、これまでに正式な協議申入れもないため、今回の医療法人との賃貸借契約には影響しない。</p>
会議結果	原案了承

議題 4：秦野市産科有床診療所整備等支援事業費補助金（仮称）の創設について

担当部課等	健康づくり課
説明者	こども健康部長、健康づくり課長、健康づくり課課長代理（健康づくり担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 （説明・意見等）	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 本制度の補助対象事業は、神奈川県補助制度の対象となるか。 答. 神奈川県の補助制度は、周産期医療の母体・胎児集中治療管理室などの整備を補助対象としているため、対象にはならない。</p>
会議結果	原案了承

議題 5：震生湖太鼓橋の架け替えについて

担当部課等	観光振興課
説明者	はだの魅力づくり担当部長、観光振興課長、観光振興課課長代理（観光振興担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 （説明・意見等）	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 太鼓橋の架け替えに当たり、中井町とどのように連携していくのか。 答. 太鼓橋は「公の施設」に該当しないため、法に基づく協議等は不要だが、架け替え後の維持管理や費用負担等について、中井町と調整し、連携して取り組んでいきたい。 問. 既存の太鼓橋を架けた際は、中井町と協定は締結したのか。 答. 当時の記録などを確認したところ、協定は締結していない。 意見. 太鼓橋の架け替えについては、測量等に係る補正予算を編成した時点で意思決定されており、協定の締結について意思決定するためには、協定案を含めて提案すべきである。</p>
会議結果	指摘を踏まえて再検討すること。